

第四十八回国
参議院法務委員会會議録第九号

昭和四十年三月十六日(火曜日)
午後零時十四分開会

委員の異動

三月十日
柳岡 秋夫君
補欠選任
久保 等君

三月十二日
源田 実君
補欠選任
杉原 荒太君

三月十五日
源田 実君
補欠選任
源田 実君

三月十六日
辞任
鈴木 一司君
木内 四郎君
鈴木 万平君
青柳 秀夫君
中山 福蔵君
山本 利壽君

補欠選任
木内 四郎君
青柳 秀夫君
山本 利壽君

出席者は左のとおり。

委員長
理事
委員

石井 桂君
木島 義夫君
後藤 義隆君
稲葉 誠一君

青柳 秀夫君
植木 光教君
木内 四郎君
源田 実君

山本 利壽君
岩間 正男君

國務大臣
法務大臣
政府委員

高橋 等君

法務大臣官房司
法法制調査部長
最高裁判所長官代理者
最高裁判所事務
総局総務局長
最高裁判所事務
総局人事局給与
課長
宮崎 啓一君

事務局側
常任委員会専門
員
増本 甲吉君

本日の会議に付した案件

○裁判所法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(石井桂君) これより法務委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。
本日、鈴木一司君、鈴木万平君、中山福蔵君が委員を辞任せられ、その補欠として、青柳秀夫君、木内四郎君、山本利壽君が選任されました。

○委員長(石井桂君) 次に、去る十日本院先議として提出され、本委員会に付託されました裁判所法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。法務大臣。

○國務大臣(高橋等君) 裁判所法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

改正の第一は、裁判所書記官補を廃止しようとする点であります。
御承知のとおり、裁判所書記官補は、昭和二十四年七月一日から施行された裁判所法等の一部を改正する法律によって、新たに裁判所書記官が設けられたことに伴い、その事務を補助する職として設けられたものであります。なお、その際、當時における裁判所書記官の不足に対処するため、

当分の間、最高裁判所の定めるところにより、裁判所書記官補に裁判所書記官の職務を行なわせることができることとする措置がとられましたこと

も、御承知のとおりであります。しかし、その後、裁判所当局の努力により、裁判所書記官の養成機関が整備されるに伴い、裁判所書記官は、その員数、質ともに大いに充実するに至りました。これに従って、裁判所書記官及びこれを補助する裁判所書記官補の事務の処理の状況も次第に変化してまいり、現に、裁判所の職員で裁判所書記官補に任ぜられている者は、きわめて少数にすぎないものとなっております。このようにして、現在では、もっぱら裁判所書記官の事務の補助をすることを職務内容とする特別の職を存置することとは、その必要性がなく、また、実情に適しないこととなりましたので、この際、裁判所書記官補の制度を廃止することとし、裁判所法について所要の改正を行なうとともに、関係法律について必要な整理を行なうことといたしました。

改正の第二は、最高裁判所に最高裁判所庁舎新営審議會を置くこととする点であります。

現在、最高裁判所当局におきましては、最高裁判所の庁舎を新営する計画を有しているものでありますが、何ぶんにも、その庁舎は、わが国司法の象徴ともなるべきものであることにかんがみ、その新営に関する基本的方針を決定するにあたっては、広く各界の英知を集めてこの問題についての検討に万全を期する必要があるものと考えられますので、この際、最高裁判所に、その諮問に應じて最高裁判所の庁舎の新営に関する重要事項を調査審議するための機関として最高裁判所庁舎新営審議會を置くこととし、裁判所法について所要の改正を行なうことといたしました。なお、この審議會の置かれる期間は、一年間とすることとしてお

ります。

以上が、裁判所法の一部を改正する法律案の趣旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますよう、お願いいたします。

○委員長(石井桂君) 以上をもちまして本案に対する提案理由の説明は終わりました。本案に対する質疑は後日に行なうことといたします。

次回の委員会は三月十八日に開会いたします。本日はこれをもって散会いたします。
午後零時二十分散会

三月十日日本委員会に左の案件を付託された。

裁判所法の一部を改正する法律案

裁判所法の一部を改正する法律案

裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第六十条の二を削り、第六十条の三を第六十条の二とし、第六十条の四を第六十条の三とする。

第六十五条中、裁判所書記官補を削る。

附則に次の四項を加える。

昭和四十一年八月三十一日までの間、最高裁判所に最高裁判所庁舎新営審議會(以下「審議會」という。)を置く。

審議會は、最高裁判所の諮問に應じて、最高裁判所の庁舎の新営に関する重要事項を調査審議する。

審議會の委員は、国会議員、関係機関の職員及び学識経験のある者の中から、最高裁判所が任命する。

前三項に定めるもののほか、審議會に関し必要な事項は、最高裁判所が定める。

附則
(施行期日)

第一〇〇四号 昭和四十年二月二十七日受理
改正刑法準備草案第三百六十七條反對に關する請願

この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

諸願者 北海道小樽市花園町東一ノ八北海
道小樽古物商組合内 納野喜太郎
紹介議員 岡村文四郎君

め、「返還請求権」の下に「並びに下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第百二十号）」に規定する下請事業者が会社から支払を受けるべき同法に規定する下請代金で、その支払期日が更生手続

開始前三月内であるもの」を加え、同条に次の一項を加える。

2 更生手続開始前の原因に基づいて生じた会社の使用人の退職手当も、また前項と同様である。この場合において、共益債権として請求することのできる額は、次に掲げる額とする。

一 会社の使用人が更生手続開始前に退職したときは、その退職手当の額。ただし、その額が退職当時の給料の月額の六倍に相当する額をこえるときは、そのこえる額を除く。

二 会社の使用人で更生手続開始後引き続き会社の使用人であつた者が退職した場合において、第二百八条第二号の規定によつて共益債権とされる退職手当の額が退職当時の給料の月額の六倍に相当する額に満たないときは、その更生手続開始前の会社における在職期間に係る退職手当の額。ただし、その額が退職当時の給料の月額の六倍に相当する額と同号の規定によつて共益債権とされる退職手当の額との差額に相当する額をこえるときは、そのこえる額を除く。

第二百八条第二号中「費用」の下に「(会社の取締役、代表取締役、監査役又は使用人の更生手続開始後の会社における在職期間に係る退職手当を含むものとする。)」を加える。

第二百七十条第一項中「退職手当」の下に「(第一百九条第二項第二号の規定によつて共益債権として請求することのできる退職手当の額があるときは、その額を含む。)」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 前項に定める者に対し新会社が支払うべき退職手当の計算については、その者の更生手続開始後の会社における在職期間は、新会社における在職期間とみなし、かつ、その者につき第一百九条第二項第二号の規定によつて共益債権として請求することのできる退職手当の額があるときは、その額を加算する。

附則
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一箇月を経過した日から施行する。

2 この法律の施行前にすでに更生手続が開始している会社については、第一百九条、第二百八条第二号及び第二百七十条の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

第七号中正誤

ヘシ 段 行 誤

三 終わり 聞き

二〇 聞き

七一 終わり 要求だけに

正

聞き

要求に

昭和四十年三月十九日印刷

昭和四十年三月二十日発行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局